

四日市市告示第(96)号

四日市市公印規則(昭和34年四日市市規則第8号)第16条第1項の規定により公印の印影を縮小した印影を印刷して使用するので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年4月16日

四日市市長 田中俊行

- 1 名称 四日市市之印
- 2 寸法 方14ミリメートル

3 印影



4 使用区分

平成27年10月1日から使用する国民健康保険被保険者資格証明書

(健康福祉部保険年金課)